

株 主 各 位

千葉県柏市十余二348番地
昭和ホールディングス株式会社
代表執行役社長 重 田 衛

第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区鍛冶町2-2-1
三井住友銀行神田駅前ビル 5F
TKP神田駅前ビジネスセンター ホール5F
（会場が前回と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意下さい。）
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項 1. 第115期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第115期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |

- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である
取締役に対するストックオプションの付与の件
- 第7号議案 当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションの付与の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.showa-holdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

(1) 平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「平成26年改正会社法」といいます。）が施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されたことから、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。

当社は、平成21年6月29日に開催された当社第108回定時株主総会をもって委員会設置会社（現指名委員会等設置会社）に移行し、経営者に対する監視機能の強化、執行役に対する権限委譲による意思決定の迅速化、社外取締役の招聘によるノウハウの吸収、世界で一般的な企業統治形態の整備等に取り組んでまいりました。しかしながら、経営者に対する監視機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るためには、経営と監督の責任分担を明確化するとともに、より独立性の高い立場から経営に対する監督を果たしうる体制を整備することが望ましいと考えております。

今般創設された監査等委員会設置会社制度においては、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とが、それぞれ区別された形で株主の皆様により選任されることとなります。これにより、株主の皆様から直接の負託を受けた取締役が業務執行を行うとともに、監査等委員である取締役がより独立性の高い立場から経営に対する監査・監督を行い、経営と監督の責任分担を明確化することが可能となります。なお、監査等委員会設置会社制度においても、定款に定めることにより幅広く取締役に業務執行の決定を委任することが可能であり、社外取締役の機能を活用しやすく世界的にも理解されやすい機関設計であること等から、指名委員会等設置会社制度への移行に当たって企図した目的も引き続き果たしうるものと考えられます。

そこで、当社は、このような監査等委員会設置会社制度の特徴を生かすことで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

つきましては、指名委員会等設置会社から監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに委員会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 平成26年改正会社法の施行により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたこととともない、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことができるようにするため、業務執行を行わない取締役

との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第28条の一部を変更するものであります。なお、本定款変更につきましては、各監査委員の同意を得ております。

(3) その他、条文の新設や削除にともない、必要となる条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商号) 第1条 本公司は昭和ホールディングス株式会社と称し、英文では Showa Holdings Co.,Ltd. と表示する。 (目的) 第2条 当社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること並びに当該事業活動の支援、業務代行することを目的とする。 1. ゴム製品の製造、販売 2. 合成樹脂製品の製造、販売 3. 合成繊維の加工業 4. セラミックス製品の製造、販売 5. 塗装工事業、機械器具設置工事業、とび・土工工事業、建築工事業 6. 皮革製品の製造、販売 7. 食料、医薬並びにゴム及び合成樹脂製品製造用機械設備の製造、販売	第1章 総 則 (商号) 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 (現行どおり)

現行定款	変更案
8. ゴム及び合成樹脂製品計測機器の製造、販売 9. 衣料品、化粧品、家具、装身具、建築資材、化学工業用薬品及び医薬部外品、育児用品の製造、販売 10. スポーツ用品・用具、玩具、文具、事務用品、書籍の販売 11. スポーツ施設及び飲食店、駐車場の経営 12. 包装材料及び梱包材料の製造、販売 13. 食料品、清涼飲料水、酒類、写真材料、日用雑貨の販売 14. 管の清掃用機械器具の製造、販売 15. 浄水器の製造、販売 16. 前各号商品の輸出入業、代理業及び仲介業 17. 前各号に付帯する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、技術的知識(ノウハウ)の売買 18. 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介 19. 倉庫業、貨物自動車運送業 20. ゴム・プラスチック製電熱製品の製造、販売 21. 医療用具の製造、販売 22. 有価証券の売買 23. コンピューター及びその周辺機器の製造販売並びに輸出入 24. コンピューターソフトウェアの開発及び販売並びに輸出入 25. 損害保険の代理業並びに生命保険の募集に関する業務 26. 未公開企業、上場企業、投資ファンド等に対する投資事業・経営コンサルティング事業 27. 投資ファンドの設立による投資事業 28. 前各号に付帯又は関連する事業	

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 本会社は本店を千葉県柏市に置く。 (新設) (公告方法) 第4条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は、1億8,000万株とする。 (自己の株式の取得) 第6条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。 (単元株式数及び単元未満株券の権利制限) 第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。 2. 本会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人 (公告方法) 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり) (自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり) (単元株式数及び単元未満株券の権利制限) 第8条 (現行どおり) 2. 本会社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

現行定款	変更案
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求を行う権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求を行う権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
(株主名簿管理人) 第8条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり)
(株式取扱規則) 第9条 本会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、代表執行役が定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第10条 本会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、代表取締役が定める株式取扱規則による。
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
(招集) 第10条 本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第11条 (現行どおり)
(基準日) 第11条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項に定めるほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第12条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会議長がこれを招集する。取締役会議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる 2. 株主総会においては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により選定された執行役がその議長となる。議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の<u>執行役</u>が議長となる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示) 第13条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。 (決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会議長がこれを招集する。取締役会議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 2. 株主総会においては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により選定された<u>取締役</u>がその議長となる。議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の<u>取締役</u>が議長となる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示) 第14条 (現行どおり) (決議の方法) 第15条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(議決権の代理行使) 第15条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。 (議事録) 第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 本会社に取締役15名以内を置く。 (選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(議決権の代理行使) 第16条 (現行どおり) (議事録) 第17条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 本会社に取締役15名以内を置く。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (任期) 第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現行定款	変更案
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設) (新設) (取締役会の設置) 第20条 本公司は取締役会を置く。 (取締役会議長) 第21条 本公司は、取締役会の決議により、取締役会議長を定める。 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役会議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 3. 前2項の定めにかかわらず、委員会がその委員の中から選任することができる。 4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、執行役は法令の定めに従い取締役会の招集を請求し、またはこれを招集することができる。	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. 増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 (削除) (取締役会議長) 第21条 (現行どおり) (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 前2項の定めにかかわらず、<u>監査等委員会</u>がその委員の中から選定するものは取締役会を招集することができる。 (削除)

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法等) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (新設) (取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	(取締役会の招集通知) 第23条 (現行どおり) (取締役会の決議方法等) 第24条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の議事録) 第26条 (現行どおり)

現行定款	変更案
2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。 (取締役会規程) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>報酬委員会</u>の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第28条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときには、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	2. <u>第24条第2項の決議があったとみなされた場合における取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u> (取締役会規程) 第27条 （現行どおり） (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u>の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第29条 （現行どおり） 2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、善意かつ重大な過失がなかったときには、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現行定款	変更案
3. <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、善意かつ重大な過失がなかったときには、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	(削除)
第5章 委員会	(削除)
(各種委員会の設置)	(削除)
第29条 <u>本会社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く。</u>	
(各委員会規則)	(削除)
第30条 <u>各委員会に関する事項は、法令、定款または取締役会に定めるものの他、各委員会が定める委員会規則による。</u>	
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の決議の方法)
	第31条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>

現行定款	変更案
(新設)	(監査等委員会の議事録) <u>第32条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u>
(新設)	(監査等委員会規程) <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 執行役	(削除)
(執行役の選任)	(削除)
<u>第31条 執行役及び代表執行役は、取締役会の決議により選任する。</u>	
(執行役の任期)	(削除)
<u>第32条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結した後最初に招集される取締役会終結の時までとする。</u>	
(役付執行役及び権限・分掌)	(削除)
<u>第33条 取締役会は、その決議により、執行役会長1名、執行役副会長1名、執行役社長1名、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役各若干名を定めることができる。</u> <u>2. 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他執行役の相互の関係に属する事項を定めることができる。</u>	
(執行役の報酬)	(削除)
<u>第34条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によりこれを定める。</u>	

現行定款	変更案
(執行役の責任免除) <u>第35条</u> 本会社は、執行役(執行役であつた者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任につき、その執行役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、賠償責任額から法令の定める最低責任賠償額を控除して得た額を限度としてこれを免除することができる。 第7章 会 計 監 査 人 (会計監査人の設置) <u>第36条</u> 本会社は、<u>会計監査人を置く。</u> (選任方法) <u>第37条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (任期) <u>第38条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (報酬等) <u>第39条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。	(削除) 第6章 会 計 監 査 人 (削除) (選任方法) <u>第34条</u> (現行どおり) (任期) <u>第35条</u> (現行どおり) (報酬等) <u>第36条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。

現行定款	変更案
(新設) 第8章 計 算 (事業年度) 第40条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (剰余金の配当等) 第41条 本会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2. 本会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。 3. 本会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。 (剰余金の配当等の除斥期間) 第42条 配当金は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	第37条 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、善意かつ重大な過失がなかったときには、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第7章 計 算 (事業年度) 第38条 (現行どおり) (剰余金の配当等) 第39条 (現行どおり) (剰余金の配当等の除斥期間) 第40条 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	戸 谷 雅 美 (昭和26年7月13日生)	昭和56年2月 弁護士登録 平成7年2月 三井安田法律事務所パートナー 平成19年5月 スクワイヤ・サンダース外国法共同 事業法律事務所代表弁護士 平成19年12月 (株)ウェッジホールディングス社外監 査役 平成20年6月 当社社外監査役 平成21年6月 当社取締役（現任） 平成22年6月 アルファパートナーズ法律事務所パ ートナー 平成27年9月 アルファパートナーズ 国際法律事務所代表弁護士（現任） 現在に至る	152,900株
2	此 下 益 司 (昭和42年4月10日生)	平成18年3月 United Securities PCL取締役会議長 平成19年3月 Group Lease PCL. 取締役会議長 平成19年4月 明日香野ホールディングス(株)代表取 締役（現任） 平成19年12月 (株)ウェッジホールディングス取締役 会長 平成20年6月 当社取締役会長（現任） 平成23年4月 Group Lease PCL. CEO兼取締役会議長 （現任）	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	此 下 竜 矢 (昭和47年3月22日生)	平成17年 United Securities PCL最高経営責任者 平成20年6月 当社代表取締役最高経営責任者 平成21年6月 当社取締役兼代表執行役最高経営責任者（現任） 平成21年9月 (株)ショーワコーポレーション[現：(株)ルーセント]代表取締役 平成21年10月 昭和ゴム(株)代表取締役 平成22年8月 明日香食品(株)代表取締役（現任） 平成23年4月 Group Lease PCL. 取締役（現任） 平成23年8月 (株)ウェッジホールディングス代表取締役会長 平成24年6月 (株)ショーワコーポレーション[現：(株)ルーセント]取締役（現任） 平成25年10月 (株)ウェッジホールディングス代表取締役社長兼CEO（現任） 平成27年4月 昭和ゴム(株)取締役（現任） 平成28年3月 Group Lease PCL. 取締役執行役員会議長（現任） 現在に至る	229,000株
4	重 田 衛 (昭和21年4月30日生)	平成元年4月 当社スポーツ事業本部ソフトテニス事業部長 平成11年7月 当社理事第三事業部長 平成12年10月 当社執行役員副営業部長 平成13年6月 当社取締役副営業部長 平成13年7月 当社取締役総務・経理統括 平成16年4月 当社取締役総務部長・スポーツ用品事業部長 平成17年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社代表取締役社長 平成21年6月 当社取締役兼代表執行役社長（現任） 平成21年10月 (株)ショーワコーポレーション[現：(株)ルーセント]取締役相談役（現任） 平成23年8月 (株)ウェッジホールディングス取締役（現任） 現在に至る	47,600株
5	渡 邊 正 (昭和26年2月15日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年7月 当社生産部担当部長 平成14年8月 当社事業部部長 平成17年6月 当社取締役副事業部長 平成19年6月 当社専務取締役 平成21年6月 当社取締役兼執行役専務（現任） 平成21年10月 昭和ゴム(株)代表取締役社長 平成27年4月 昭和ゴム(株)取締役会長（現任） 現在に至る	29,500株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	庄 司 友 彦 (昭和45年4月28日生)	平成13年6月 ㈱イーネット・ジャパン監査役 平成16年6月 ㈱ノジマ取締役兼執行役 平成21年6月 当社取締役兼執行役 財務総務担当(現任) 平成22年6月 明日香食品㈱取締役(現任) 平成23年8月 ㈱ウェッジホールディングス取締役 (現任) 平成24年1月 昭和ゴム㈱取締役(現任) 現在に至る	45,200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の戸谷雅美氏は社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって7年であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由
戸谷雅美氏につきましては、直接企業経営に関与した経験はありませんが、長年に渡る弁護士としての法務に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。
4. 取締役候補者との責任限定契約について
戸谷雅美氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。第1号議案「定款一部変更の件」及び同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	増 田 辰 弘 (昭和22年9月18日生)	平成11年4月 神奈川県商工労働部横浜労働セン ター労働福祉課長 平成13年4月 産能大学経営学部教授 平成17年4月 法政大学経営革新フォーラム事務局 長(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成27年11月 NPOアジア起業家村推進機構 アジア 経営戦略研究所長(現任) 現在に至る	3,500株
2	西 村 克 己 (昭和31年4月9日生)	昭和57年4月 富士フイルム(株) 生産システムセン ター 平成2年1月 (株)日本総合研究所 研究事業本部 主 任研究員 平成15年4月 芝浦工業大学工学マネジメント研究 科教授 平成20年4月 芝浦工業大学工学マネジメント研究 科客員教授 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成27年6月 株式会社ナレッジクリエイト代表取 締役(現任) 現在に至る	53,100株
3	久 間 章 生 (昭和15年12月4日生)	昭和45年 農林省退官 昭和45年 長崎県庁入庁 昭和46年4月 長崎県議会議員当選 昭和55年5月 長崎1区より衆議院議員当選 昭和62年11月 運輸政務次官就任 平成9年11月 防衛庁長官就任 平成15年9月 自由民主党幹事長代理就任 平成16年9月 自由民主党総務会長就任 平成18年9月 防衛庁長官就任(2回目の就任) 平成19年1月 防衛省初代防衛大臣就任 平成25年4月 旭日大綬章を叙勲 平成26年6月 当社取締役(現任) 現在に至る	一株

(注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者の増田辰弘氏、西村克己氏、久間章生氏は社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。

増田辰弘氏 6 年

西村克己氏 3 年

久間章生氏 2 年

3. 社外取締役候補者の選任理由

- ①増田辰弘氏につきましては、直接企業経営に関与した経験はありませんが、労働福祉における見識に加え、長年に渡る大学での経営学に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。
- ②西村克己氏につきましては、企業の生産システムにおける見識に加え、長年に渡る工業大学での教授としての幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。
- ③久間章生氏につきましては、直接企業経営に関与した経験はありませんが、長年の国会議員として国政において培われた豊富な経験に基づく高度な見識から、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。

4. 取締役候補者との責任限定契約について

増田辰弘氏、西村克己氏及び久間章生氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。第1号議案「定款一部変更の件」及び各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。つきましては、今後の経営体制の強化、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額を年額7千万円以内（うち、社外取締役分は年額1千万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額には、使用人

兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は6名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額3千万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対するストックオプションの付与の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、また、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額が7千万円以内に、監査等委員である取締役の報酬等の額が3千万円以内に決定されます。本議案は、これらの報酬とは別枠で、会社法第236条、第238条及び第239条及び第361条の規定に基づき、以下の要領により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年額1億5千万円以内（うち、社外取締役分は年額1千5百万円以内）、監査等委員である取締役に対して年額5千万円以内の範囲で、ストックオプションとして新株予約権を付与すること、及びその募集事項の決定を、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた取締役に委任することにつきお諮りするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する報酬と当社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めるため。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1,000,000株を上限とする。

但し、下記（3）に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的となる株式数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の総数は、10,000個（うち取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権は7,500個、監査等委員である取締役に付与する新株予約権は2,500個）を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

尚、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ①当社が株式分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払い込み金額}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払い込み金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規

発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 本新株予約権の権利行使期間

割当日の翌日から2年を経過した日より7年間とする。

(7) 本新株予約権の行使の条件

- ①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要し、それらのいずれの地位も喪失した場合は、本新株予約権は失効する。
- ③新株予約権の相続はこれを認めない。

(8) 本新株予約権の取得条項

- ①当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案等が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。
- ②新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。

(9) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (11) 取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた当社取締役への委任
上記に定めるもののほか、本新株予約権に関する事項は、当社取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた当社取締役の決定により定める。

第7号議案 当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションの付与の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして以下の要領により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

経営計画の業績目標を達成し、企業価値の増大を図るために、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起すること並びに、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めるため。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式500,000株を上限とする。

但し、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的となる株式数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の総数は、5,000個を上限とする。新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。尚、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

尚、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。但し、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

①当社が株式分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調

整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払い込み金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 本新株予約権の権利行使期間

割当日の翌日から2年を経過した日より7年間とする。

(7) 本新株予約権の行使の条件

- ①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ②新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要し、それらのいずれの地位も喪失した場合は、本新株予約権は失効する。
- ③新株予約権の相続はこれを認めない。

(8) 本新株予約権の取得条項

- ①当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案等が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。
- ②新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。

(9) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた当社取締役への委任

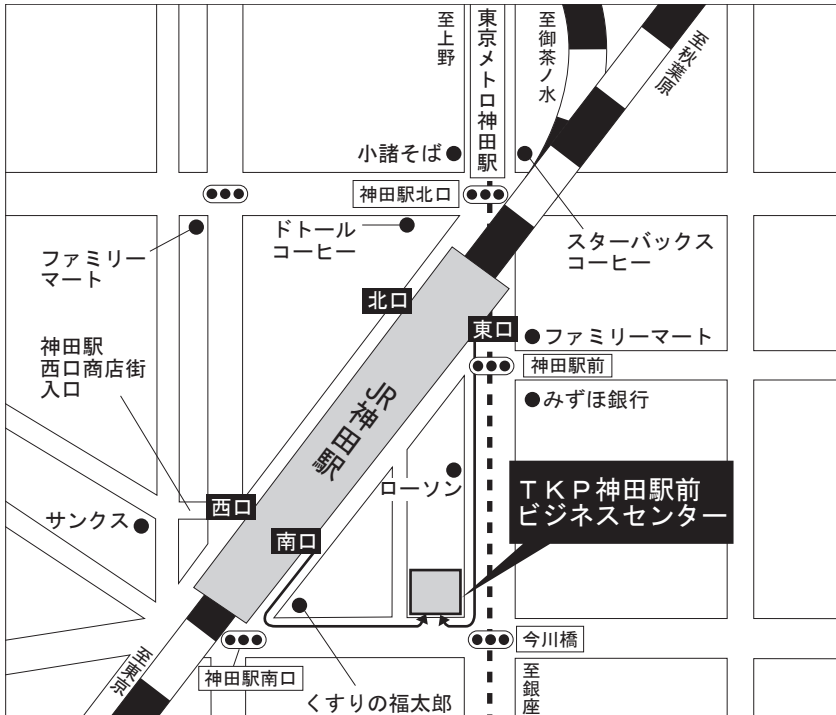
上記に定めるもののほか、本新株予約権に関する事項は、当社取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた当社取締役の決定により定める。

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1
三井住友銀行神田駅前ビル 5 F (事務所: 5 F)
TKP神田駅前ビジネスセンター ホール 5 F



(交 通) J R 山手線 神田駅 南口 徒歩 2 分
J R 中央線 神田駅 東口 徒歩 3 分
東京メトロ銀座線 神田駅 1 番出口 徒歩 3 分

(第115回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 115 期 報 告 書

自 平成27年 4 月 1 日
至 平成28年 3 月31日

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
会計監査人の監査報告書謄本
連結計算書類に係る
会計監査人の監査報告書謄本
監査委員会の監査報告書謄本

昭和ホールディングス株式会社

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

〔1〕事業の経過及び成果

当社グループは当連結会計年度においては、増収増益となりました。売上高は当社史上最高の12,218,482千円（前年同期比13.3%増）、営業利益（当社史上最高）は2,261,685千円（前年同期比235.3%増）、経常利益（当社史上最高）は2,540,184千円（前年同期比299.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は364,540千円（前年同期比295.8%増）となりました。

これは、主にタイ王国並びにカンボジア王国、ラオス人民民主共和国でのDigital Finance事業（ファイナンス事業）の拡大と、利益率の上昇によってもたらされました。

当連結会計年度における当社の関係するタイ王国、カンボジア王国をはじめとするCLMV諸国、日本などのマクロ経済につきましては、以下のような状況でありました。タイ王国は横ばいであり、一方カンボジア王国、ラオス人民民主共和国をはじめとするCLMV諸国は旺盛な国内需要を受けて極めて好調でありました。日本は改善の兆しが見られるものの一進一退でした。当社グループとしては今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指していくものです。

以上のように、当社グループの掲げる中期経営計画「アクセルプラン2015 ギア2「加速」」に定めた方針に基づき、事業展開を加速しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

株主の皆様には引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

事業セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減（△）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
Digital Finance事業	6,965,778	64.6	8,566,039	70.1	1,600,260	23.0
ス ポ ー ツ 事 業	1,447,931	13.4	1,396,486	11.4	△51,444	△3.6
コ ン テ ン ツ 事 業	588,847	5.5	508,090	4.2	△80,757	△13.7
ゴ ム 事 業	1,651,770	15.3	1,599,576	13.1	△52,193	△3.2
そ の 他	131,971	1.2	148,289	1.2	16,317	12.4
合 計	10,786,299	100.0	12,218,482	100.0	1,432,183	13.3

（注）「その他」の区分は、主に親会社によるグループ統括事業業績数値であります。

（Digital Finance事業）

当事業は第3四半期連結累計期間より、従来の「ファイナンス事業」から「Digital Finance事業」へとセグメント名称の変更をしております。これは、従来はオートバイ等へのファイナンスに特化してまいりましたが、カンボジア王国において当社グループが独自に開発したITプラットフォームと全土にPOSを張り巡らせました販売ネットワークが構築されました。その結果、当社グループが製品販売者の販売網に参加してファイナンスするのではなく、新しく製品を投入しようとするメーカーや商社、ディーラーがGL DIGITAL FINANCE PLATFORMに参加して販売を行う形で事業が拡大しております。これにより、当社グループは新しい商材の市場開発サービスやコンサルティングの収入が増加し、同時にこれらの供給者へのファイナンスが増大してきております。この新しい収入は当社グループの収入を増加させるだけでなく、ファイナンス以上に高い利益率と高い成長をもたらすものと考えております。従来のファイナンスにおいても、この新しい当社グループ独自のFintechを中心としたDigital Financeの展開によって、①少ない投資額での事業拡大、②速いスピードでの国際的展開、③他社に隔絶して低い固定費などの競争力を生み出しております。これらは近年カンボジア王国を起点として開発したソフトウェアとPOSネットワークに基づいており、このことからセグメント名を「Digital Finance事業」と変更したものです。なお、セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

同事業の当連結会計年度における業績は、増収増益となりました。ここ数年にわたって行ってまいりました事業拡大のための投資活動が成果を着実にあげてカンボジア王国、ラオス人民民主共和国、タイ王国において利益を生み出す段階に移行しました。現在においてはインドネシア共和国で操業開始に向け順調に準備が進行しており、投資的経費が同国において増大しております。このような中長期的な投資的費用の投下を着実に進めながらも、その成果が拡大しており、利益が増大したものです。

また、ビジネスモデルがDigital Financeに移行したことにより、タイ王国、カンボジア王国並びに平成27年5月に開始したラオス人民民主共和国での営業活動、並びに供給者への市場開発サービスとファイナンスという新しい商品の増加の結果として営業貸付金が過去最大となり、これに伴い売上高は過去最高額を計上しました。特にラオス人民民主共和国においては創業以来10ヶ月ですが急速に営業エリアを拡大しており、一気にオートバイファイナンス契約台数で市場にトップに躍り出たと推測され、営業貸付金が拡大するだけでなく、当社独自のDigital Financeシステムが効果を発揮して短期間で利益化を果たしました。これらにより大幅な利益増を実現しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は8,566,039千円（前年同期比23.0%増）、セグメント利益（営業利益）は2,651,457千円（前年同期比165.2%増）となりました。

（スポーツ事業）

当事業の当連結会計年度における業績は、減収増益となりました。ソフトテニスボール「アカエム」においては、厳しい競争環境にありました。当社としてはシェアの拡大よりも利益の獲得を重視する方針で臨みました。結果としてコミュニティカおよび品質性を訴求した諸活動により適正利益を確保いたしました。

また、ルーセントブランドウェア類の販売では、地域コミュニティの活性化に注力することで新規顧客の獲得を進めております。またテニスクラブ再生運営事業の運営は好調に推移し、当年2月より新たに1店舗の再生運営開始いたしました。今後これらのウェアの販売並びにテニスクラブ再生運営事業が、今後の増収増益への弾みを付けることが出来ました。

一方、前連結会計年度に好調であった工事部門におきましては、きめ細かい対応に努め仕入先との親密度を深めてまいりましたが、新たな案件獲得には繋がらず低調に推移し収益貢献には至りませんでした。

これらの諸活動の結果、当連結会計年度における売上高は1,396,486千円（前年同期比3.6%減）となり、セグメント利益（営業利益）は、221,452千円（前年同期比7.7%増）となりました。

今後におきましても、スポーツコミュニティーを元気にすることで、更なる新規顧客の開拓に努めて増収増益を図ってまいります。

（コンテンツ事業）

コンテンツ事業は、減収減益となりました。これは当連結会計年度において、日本事業の強化並びにアジア事業の開始など中長期的な成長に向けての投資的活動を強化したこと等によるものです。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽及び関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画制作・編集・制作に独自性を持ち展開してお

ります。

当連結会計年度は売上高については、カードゲームのロイヤリティ収入が増加するなど堅調に推移しました。一方、日本及びタイ王国において中長期的成長に向けた投資活動を強化した事による費用増があり、減益となりました。

これらの諸活動の結果、当連結会計年度における業績は、売上高は508,090千円（前年同期比13.7%減）、セグメント利益（営業利益）は59,332千円（前年同期比45.6%減）となりました。

（ゴム事業）

当事業は、当社グループの創業以来の事業であり、従来の日本・マレーシアに加え、昨年4月からはタイにおいて事業買収を行い、昨年末からはインドネシア・ベトナムでゴム子会社を設立しアジア展開を拡大いたしました。ゴムの配合・加工技術に独自性を持つ事業であります。

当グループの中で、従来当事業は日本のマクロ経済の推移と連動した売上推移を見せる事業でありましたが、官民の設備投資の低迷が続く、依然として厳しい状況が継続しておりました。一方現在新規開拓を進める東南アジアにおいてはより好調な状況にあります。

このような状況の中、当連結会計年度における売上高は1,599,576千円（前年同期比3.2%減）となり、セグメント損失は64,319千円（前年同期はセグメント損失78,082千円）となりました。

現在新規に開始したタイでは3月に初の単月黒字を達成し、インドネシア・ベトナムにおいても受注が好調に推移しております。これらは操業開始早々の国となりますが、2017年度におきましては当事業の拡大に資すると期待しております。3か年の中期経営計画「アクセルプラン2015 ギア2「加速」」に基づき「資本集約から知的集約へ」「アジア展開」を基本方針に掲げ、引き続き各種施策に取り組んでまいります。

以下の事業は持分法適用会社が営む事業であり当社のセグメントではありません。

（食品事業）

当事業は、当社持分法適用関連会社であります明日香食品株式会社並びに同子会社グループが営む、和菓子等、とりわけ大福もち等の餅類、団子類、などの開発製造に独自性を持つ事業であります。当連結会計年度においては、東西事業部ともに順調に売上を増加させ、堅調に推移いたしました。

〔２〕設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は259,358千円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・ 工具器具備品 (Digital Finance事業)
 - ・ 運搬具 (Digital Finance事業)
 - ・ ソフトウェア (Digital Finance事業)
 - ・ 建物及び建物附属設備 (スポーツ事業)
 - ・ スポーツ用品製造設備 (スポーツ事業)
 - ・ ゴム製品製造設備 (ゴム事業)
- ② 当連結会計年度中において継続中の主要な設備
該当事項はありません。

〔３〕資金調達の状況

当連結会計年度において、連結子会社であるGroup Lease PCL. がBangkok Bank PCL. 及びKasikorn Bank PCL. の貸出コミットメントにより機動的に資金調達を行っております。

また、連結子会社である株式会社ウェッジホールディングス及びGroup Lease PCL. において、社債発行による銀行借入を行っております。

〔４〕対処すべき課題

今後の日本国においては健康維持推進のためのスポーツ市場や食品市場は今後拡大すると考えられ、機会ととらえております。また、アジア全体における経済発展は今後も継続すると考えており、Digital Finance事業ならびにコンテンツ事業に加え、ゴム事業、スポーツ事業、食品事業にとっての機会が拡大すると考えております。

このような情勢の中、当企業集団といたしましては、事業や市場の多角化によるリスクヘッジを進めておりますが、引き続き適切な多角化によるリスク分散と、従来事業における各事業の独自性を活用すること、新しい事業機会に適切に投資することにより、資本効率の向上に努め、収益性の高い企業体質を目指し、株主価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましても、より一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

〔５〕企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
売 上 高	千円 7,405,635	千円 8,703,648	千円 10,786,299	千円 12,218,482
経 常 利 益	千円 928,812	千円 482,056	千円 635,678	千円 2,540,184
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	千円 101,436	千円 △43,363	千円 92,091	千円 364,540
1 株 当 た り 当期純利益又は当期純損失(△)	2円18銭	△0円93銭	1円96銭	6円59銭
総 資 産	千円 22,200,863	千円 26,046,339	千円 39,096,402	千円 41,742,593
純 資 産	千円 12,200,425	千円 13,127,824	千円 16,173,718	千円 28,776,963

- (注) 1. 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純利益又は当期純損失の金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 平成24年度は、事業地域の拡大による売上高の増大により、利益を計上いたしました。平成25年度は、ゴム事業が低調に推移し、ファイナンス事業においては事業規模の拡大に向けた先行投資により、損失となりました。平成26年度は、ファイナンス事業において2014年に買収いたしましたThanaban Co., Ltd. が大幅に貢献したこと、またタイ王国及びカンボジア王国における営業活動の結果として利益を計上いたしました。なお、平成26年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。
4. 平成27年度(当連結会計年度)につきましては、前記「〔1〕事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

〔６〕重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
昭和ゴム (株)	280,000千円	100%	ゴム製造及び販売
(株) ルーセント	30,000千円	100%	スポーツ用品用具 の製造及び販売
(株) ウェッジホールディングス	3,891,922千円	63.4%	コンテンツの作成、投資 及びファイナンス事業
Group Lease PCL.	762,692千バーツ	(21.4%)	オートバイローン、農機 具リースの引受
Showa Rubber (Malaysia) Sdn. Bhd.	17,540千RM (RM=マレーシア リンギット)	90.0%	ゴムライニング、 ラバースリーブ製造販売

(注) 出資比率のカッコ書きは間接所有持分であります。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ノ ブ カ ワ 商 事 (株)	50,000千円	20.0%	ゴム製品の販売
(株) 橋 本 ゴ ム	30,000千円	34.0%	ゴムライニングの加工
明 日 香 食 品 (株)	30,000千円	40.3%	和菓子・中華惣菜の製造販売
(株) 日 本 橋 本 町 菓 子 処	12,000千円	19.8%	和菓子・中華惣菜の製造販売

当期の連結売上高は12,218,482千円（前年度比13.3%増）、連結経常利益は2,540,184千円（前年度比299.6%増）、連結親会社株主に帰属する当期純利益は364,540千円（前年度比295.8%増）となりました。

〔 7 〕 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
Digital Finance 事業	オートバイローン、農機具リースの引受
ス ポ ー ツ 事 業	ソフトテニスボール、スポーツウェア、スポーツ施設工事
コ ン テ ン ツ 事 業	音楽、雑誌、書籍、トレーディングカードゲーム、ウェブ等のコンテンツ企画・制作・編集・デザイン・卸売・小売・配信
ゴ ム 事 業	ゴムライニング、型物、洗浄装置、哺乳器用乳首、食品パッキン
そ の 他	グループ統括事業

〔 8 〕 企業集団の主要拠点等

事 業 名	社 名	所 在 地
Digital Finance 事業	Group Lease PCL.	タイ王国 バンコク市
ス ポ ー ツ 事 業	(株)ルーセント	千葉県柏市
コ ン テ ン ツ 事 業	(株)ウェッジホールディングス	東京都中央区
ゴ ム 事 業	昭和ゴム(株)	千葉県柏市
そ の 他	当社	千葉県柏市

〔 9 〕 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,648名	348名増

(注) 従業員数は使用人兼取締役および臨時従業員（パートタイマー、嘱託、契約、顧問および派遣社員）60名は含んでおりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	1名減	50.2歳	21.0年

(注) 従業員数は使用人兼取締役および臨時従業員は含んでおりません。

〔10〕 主要な借入先

借入先	借入額
Bangkok Bank PCL.	6,483,744千円
Kasikorn Bank PCL.	613,216千円
社債 (Kasikorn Bank PCL.)	1,583,831千円
株式会社京葉銀行	72,002千円
株式会社千葉銀行	44,116千円

(注) 1. Bangkok Bank PCL. 及びKasikorn Bank PCL. の借入れは貸出コミットメントによるものであり、連結子会社であるGroup Lease PCL. のものであります。

2. Kasikorn Bank PCL. の社債は、連結子会社であるGroup Lease PCL. のものであります。

3. Bangkok Bank PCL. 及びKasikorn Bank PCL. の借入額は、連結決算日のTTMレート（1バーツ＝3.20円）により換算しております。

〔11〕 その他企業集団の現況に関する重要な事項

(財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備について)

財務報告に係る内部統制に関しまして、決算・財務報告プロセスの一部に開示すべき重要な不備がありました。

これは適切な経理業務に必要な専門知識を有した人材の補充をしたものの、決算業務に関して多額の監査修正が発生したものであります。これにつきましては、当社の連結決算業務が複数の国をまたぐものである事等の事情から、例え専門知識を有した者であっても、これらを完全に理解するまでには相応の時間を要すると考えられ、当社といたしましては、連結決算を行う担当部署を新設し、今後も内部統制のより一層の改善に努め、内部統制の有効性を確保して

まいる所存です。

なお、計算書類等については、必要な修正を行っております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 180,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 69,202,426株 |
| ③ 株 主 数 | 10,777名 |
| ④ 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
A. P. F. Group Co., Ltd.	38,404千株	55.85%
明日香野ホールディングス株式会社	3,840千株	5.58%
CREDIT SUISSE AG ZURICH S/A RESIDENT TOKYO	1,000千株	1.45%
吉岡 裕之	1,000千株	1.45%
小川 隆弘	470千株	0.68%
小川 進	305千株	0.44%
日本証券金融株式会社	278千株	0.40%
此下 竜矢	229千株	0.33%
大山 義夫	196千株	0.29%
西 喜久男	181千株	0.26%

- (注) 1. 上記の他、証券保管振替機構名義の株式が6千株あります。
2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 比率は小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
4. 上記大株主には、自己株式(442千株)は含まれておりません。
5. 持株比率は自己株式を控除して算出しています。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
平成21年7月23日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件 各本新株予約権の1個を分割して行使できないものとする。

権利行使時に取締役・監査役の地位にあることを要する。

新株予約権の割当を受けた取締役及び監査役は、その地位を喪失したときに本新株予約権は失効する。ただし、当社取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はその限りでない。

行使時の東京証券取引所の公表する当社株価が1株当たり150円を超えていることを要する。

- ④ 新株予約権の行使期間 平成21年10月1日から平成31年9月30日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,800個	普通株式 380,000株	4人
社外取締役	120個	普通株式 12,000株	1人

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

平成24年7月10日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使に際し 1株当たり62円
て出資される財産の価額
- ③ 新株予約権の行使条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
権利行使時に取締役の地位にあることを要する。
新株予約権の割当を受けた取締役は、その地位を
喪失したときに本新株予約権は失効する。ただし、
当社取締役が任期満了により退任した場合、
その他正当な理由がある場合はその限りでない。
新株予約権の相続はこれを認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成25年7月11日から平成32年7月10日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	7,500個	普通株式 750,000株	5人
社 外 取 締 役	1,000個	普通株式 100,000株	2人

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

(2) 当社子会社の役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成24年7月10日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使に際し 1株当たり62円
て出資される財産の価額
- ③ 新株予約権の行使条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
権利行使時に当社子会社の取締役の地位にあることを要する。
新株予約権の割当を受けた当社子会社の取締役は、その地位を喪失したときに本新株予約権は失効する。ただし、当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はその限りでない。
新株予約権の相続はこれを認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成25年7月11日から平成32年7月10日まで
- ⑤ 当社子会社の役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
子会社取締役 (社外取締役を除く)	3,200個	普通株式 320,000株	6人

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等

① 取締役

地 位	担 当	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役		此 下 益 司	Group Lease PCL. CEO兼取締役会議長 明日香野ホールディングス㈱代表取締役
取 締 役	報酬委員	此 下 竜 矢	Group Lease PCL. 取締役 執行役員会議長 ㈱ウェッジホールディングス代表取締役社長兼 CEO 昭和ゴム㈱取締役 明日香食品㈱代表取締役 ㈱ルーセント取締役
取 締 役	指名委員	重 田 衛	㈱ルーセント取締役相談役 ㈱ウェッジホールディングス取締役
取 締 役	報酬委員	戸 谷 雅 美	弁護士 アルファパートナーズ国際法律事務所代表
取 締 役		渡 邊 正	昭和ゴム㈱取締役会長
取 締 役		庄 司 友 彦	昭和ゴム㈱取締役 ㈱ウェッジホールディングス取締役 明日香食品㈱取締役
取 締 役	報酬委員 監査委員	増 田 辰 弘	法政大学経営革新フォーラム事務局長 NPOアジア起業家村推進機構 アジア経営戦略研 究所長
取 締 役	指名委員 監査委員	西 村 克 己	株式会社ナレッジクリエイト代表取締役
取 締 役	指名委員 監査委員	久 間 章 生	

- (注) 1. 取締役戸谷雅美氏、増田辰弘氏、西村克己氏、久間章生氏は社外取締役であります。
2. 監査委員は全員が社外取締役であるため、常勤の監査委員を選定しておりません。

② 執行役

地 位	担 当	氏 名	重要な兼職の状況
代表執行役 最 高 経 営 責 任 者	経営全般	此 下 竜 矢	Group Lease PCL. 取締役 執行役員 会議長 ㈱ウェッジホールディングス代表取締 役社長兼CEO 昭和ゴム㈱取締役 明日香食品㈱代表取締役 ㈱ルーセント取締役
代表執行役 社 長	経営全般及び スポーツ事業関連	重 田 衛	㈱ルーセント取締役相談役 ㈱ウェッジホールディングス取締役
執 行 役 専 務	ゴム事業関連	渡 邊 正	昭和ゴム㈱取締役会長
執 行 役	財務総務	庄 司 友 彦	昭和ゴム㈱取締役 ㈱ウェッジホールディングス取締役 明日香食品㈱取締役
執 行 役		田 代 宗 雄	㈱ウェッジホールディングス取締役

- (注) 執行役此下竜矢氏、重田衛氏、渡邊正氏、庄司友彦氏の4氏は取締役を兼務しております。

(2) 会社役員の報酬等の額

取締役 9名 33,309千円（うち社外取締役4名9,600千円）

執行役 5名 一千円

なお、執行役5名のうち4名については取締役を兼任しており報酬等の額は取締役の報酬等の額に含めております。

(3) 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針

報酬委員会によって定められた個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は次のとおりであります。

① 取締役及び執行役に共通する事項

他社の支給水準を勘案の上、当社役員に求められる能力及び責任に見合った報酬の水準を設定いたします。

② 取締役について

取締役の主な職務が昭和ホールディングスグループ全体の業務執行の監督であることに鑑み、昭和ホールディングスグループの業務執行の監督機能の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を昭和ホールディングスの取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針とする。

取締役の報酬の構成は、取締役報酬（定額報酬）及び退職金からなり、取締役報酬は、常勤・非常勤ごとの基本報酬に対して、役職を反映し、決定いたします。

退職金は、取締役報酬と在任期間（再任の場合には通算いたします。）を基準に金額を決定し、退任時に支給いたします。

③ 執行役について

執行役が昭和ホールディングスグループの業務執行の中核を担う経営層であることに鑑み、会社業績の一層の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を経営層として確保するとともに、短期および中長期の業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを執行役報酬決定に関する基本方針とする。

執行役の報酬の構成は、執行役報酬（定額報酬）及び退職金からなり、執行役報酬は、役位に応じた基準額に査定を反映して決定いたします。

退職金は、歴任した役位ごとの在任時の執行役報酬と在任期間（再任の場合には通算いたします。）を基準に金額を決定し、退任時に支給いたします。

④ その他の事項

これらの報酬のほか、当社企業価値の向上に向けたインセンティブとして、ストックオプションを付与いたします。

(4) 社外役員に関する事項

平成28年3月期における取締役会の出席状況および発言状況は次のとおりであります。

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
取 締 役	戸 谷 雅 美	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち10回に出席し、また、1回開催された報酬委員会に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行なっております。
取 締 役	増 田 辰 弘	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度中に開催された監査委員会10回中9回に出席し、1回開催された報酬委員会に出席し、議案審議等につき、経験豊富な幅広い見識を元に発言を行なっております。
取 締 役	西 村 克 己	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度中に開催された監査委員会10回の全てに出席し、1回開催された指名委員会に出席し、議案審議等につき、経験豊富な幅広い見識を元に発言を行なっております。
取 締 役	久 間 章 生	当事業年度中に開催された取締役会13回中10回に出席し、また、当事業年度中に開催された監査委員会10回中8回に出席し、経験豊富な幅広い見識を元に発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人元和

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 14,800千円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 14,800千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査委員会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人元和は、会社法第427条第1項の責任につき、悪意又は重大な過失があった場合を除き、定款に定める額の範囲内であらかじめ定めた額（700万円）又は会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

6. 会社の体制および方針

- ① 執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

1. 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進については、「業務分掌規程」並びに「個別職務権限表」に基づき、役員及び社員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう指導し、実践いたします。また、役員及び社員が社内においてコンプライアンスに違反する行為が行われるかまたは行われようとしていることに気が付いたときに、相談・通報できる体制を整備し、違反行為の防止に努めます。

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規定に基づき、文書等の保存を行っております。また、情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関するガイドラインを定めて対応いたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、環境及び製品の品質に関するリスクを管理する組織として、「環境保全委員会」「品質管理委員会」を設け、環境保全、品質管理での監査を行い、実務においては昭和ゴム㈱品質保証部が専門的な立場から日々の管理を行っております。労働安全衛生面では「中央安全衛生委員会」「職場安全委員会」を設け、各部門長を中心に労働安全活動に取り組んでおります。経理面においては各部門の自立的な管理を基本としつつ、昭和ゴム㈱財務部が計数的な管理を行い、監査委員会が定期的に業務監査を行いリスク管理を行っております。

4. 執行役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに執行役の業務執行状況の監督等を行っております。取締役会を実質的な議論の場として機能を高めるために、社長が招集する執行役会を定例的に開催し、経営課題の解決のための意見交換を行い、定例取締役会では、執行役会での決定事項の延長として議論の場を形成し、また、監査委員会は内部監査を充実させるため積極的に意見陳述をし監視機能を果たしています。

業務の運営については、中期経営計画を基本に年度経営計画を策定し、全社的な目標設定と部門別目標を設定しその目標達成に向け具体策を立案実行しております。また、年度経営計画を遂行するために、CEO直轄のグループ統括室を設置し、業務改革を推進するとともに、各業務部門へのチェックアンドフォローの機能を果たしております。

5. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行っております。また、コンプライアンスを推進するための指導を行っております。

6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項

当社は、監査委員会の求めがあった場合は監査委員会の業務を補助するためのスタッフを置くこととし、その独立性を確保するため、人事については取締役と監査委員会が意見交換をし決定いたします。

7. 執行役および使用人が監査委員会に報告するための体制その他監査委員への報告に関する体制

(1) 執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査委員会に報告いたします。

(2) 監査委員会は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため執行役会など重要会議に出席するとともに、主要な提案書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて執行役または使用人にその説明を求めることとしております。

8. その他監査委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、当社の会計監査人である監査法人元和から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

【運用状況について】

監査体制については、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行うため、監査委員全員を社外取締役としております。また、重要会議への出席や執行役等からのヒアリングによる情報収集を行うほか、グループ経営に関する内部監査および会計監査人と連携して、監査委員会の職務を補助することで監査の実効性を確保しております。

② 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等につきましては、収益状況に対応した配当を行うことを基本としつつ、今後予想される業界における受注競争激化に耐えうる体質の強化並びに将来の事業展開に備える為の内部留保の充実などを勘案して決定する方針であります。当社といたしましては急速に業績が成長しつつある現状を鑑み、また、各セグメントの状況や予想に記しておりますように、各事業とも海外展開を中心とする投資機会が拡大していると判断しており、投資機会を着実にとらえ、営業利益の拡大を図ることが最も株主価値を向上させる方策であると判断いたしております。次期以降に関しましても、時期に応じて最も適切な株主還元を実行してまいります所存であります。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(千円未満切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	389,676	流動負債	193,013
現金及び預金	156,950	支払手形	1,900
前払費用	17,589	短期借入金	13
未収入金	632,222	1年内返済予定の長期借入金	15,984
短期貸付金	120,227	未払金	25,191
その他の	31,946	未払費用	36,391
貸倒引当金	△569,260	未払法人税等	54,136
固定資産	7,181,697	未払消費税等	638
有形固定資産	88,293	預り金	53,986
建物	80,788	賞与引当金	3,000
構築物	0	設備支払手形	1,771
機械装置	3,444	固定負債	591,217
工具器具備品	59	長期借入金	28,132
土地	4,000	繰延税金負債	532
無形固定資産	1,547	退職給付引当金	46,137
施設利用権等	1,547	資産除去債務	516,416
投資その他の資産	7,091,855	負債合計	784,230
投資有価証券	26,277	(純資産の部)	
関係会社株式	6,584,960	株主資本	6,695,072
長期貸付金	1,002,968	資本金	5,257,546
長期前払費用	3,989	資本剰余金	2,221,231
長期未収入金	55,862	資本準備金	1,320,683
差入保証金	145,007	その他資本剰余金	900,548
その他の	400	利益剰余金	△760,220
貸倒引当金	△727,610	その他利益剰余金	△760,220
		繰越利益剰余金	△760,220
		自己株式	△23,484
		評価・換算差額等	1,214
		その他有価証券評価差額金	1,214
		新株予約権	90,856
資産合計	7,571,373	純資産合計	6,787,143
		負債純資産合計	7,571,373

損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(千円未満切捨て)

科 目	金 額
売 上 高	319,888 千円
売 上 原 価	209,015
売 上 総 利 益	110,873
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	279,259
営 業 損 失	168,386
営 業 外 収 益	97,281
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	51,846
出 向 者 負 担 金	33,960
そ の 他	11,474
営 業 外 費 用	76,822
支 払 利 息	13,597
株 式 交 付 費	10,957
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	27,537
訴 訟 費 用	11,800
そ の 他	12,929
経 常 損 失	147,926
特 別 利 益	215
新 株 予 約 権 戻 入 益	215
特 別 損 失	491,004
減 損 損 失	350,318
和 解 金	27,500
固 定 資 産 売 却 損	113,185
税 引 前 当 期 純 損 失	638,716
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35,044
法 人 税 等 調 整 額	△642,439
法 人 税 等 合 計	△607,395
当 期 純 損 失	31,321

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(千円未満切捨て)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利益剰余金		
				繰越利益 剰 余 金		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年4月1日残高	4, 110, 288	173, 426	900, 548	△2, 090, 313	△23, 417	3, 070, 532
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行	1, 147, 257	1, 147, 257				2, 294, 514
土地再評価差額金の取崩				1, 361, 413		1, 361, 413
当 期 純 損 失 (△)				△31, 321		△31, 321
自 己 株 式 の 取 得					△66	△66
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	1, 147, 257	1, 147, 257	—	1, 330, 092	△66	3, 624, 540
平成28年3月31日残高	5, 257, 546	1, 320, 683	900, 548	△760, 220	△23, 484	6, 695, 072

(千円未満切捨て)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差 額金	評価・換算差 額等合計		
	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年4月1日残高	3, 128	1, 361, 413	1, 364, 542	81, 949	4, 517, 024
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行					2, 294, 514
土地再評価差額金の取崩					1, 361, 413
当 期 純 損 失 (△)					△31, 321
自 己 株 式 の 取 得					△66
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1, 914	△1, 361, 413	△1, 363, 328	8, 906	△1, 354, 421
事業年度中の変動額合計	△1, 914	△1, 361, 413	△1, 363, 328	8, 906	2, 270, 118
平成28年3月31日残高	1, 214	—	1, 214	90, 856	6, 787, 143

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び賃貸工場の一部の有形固定資産については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

(3) 長期前払費用

均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

会社規程による従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生した事業年度において損益処理しております。

4. 繰延資産の処理方法

株 式 交 付 費

発生時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他計算書類作成の基本となる重要な事項
消費税等の処理方法
税抜方式を採用しております。
7. 追加情報
(事業用土地の譲渡及び資産除去債務の計上)
当社は、当事業年度において、事業用土地の譲渡を行い、当該事業用土地に関する事業用定期借地権設定契約を締結いたしました。この結果、当事業年度において固定資産売却損113,185千円を計上するとともに、当事業年度末の土地が2,050,894千円減少し、資産除去債務が350,318千円増加しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 966,001千円
2. 保証債務
連結子会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。
(株)ルーセント 72,002千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 772,107千円
長期金銭債権 1,002,968千円
短期金銭債務 21,102千円
4. 取締役（執行役）に対する金銭債権債務
金銭債権 1,655千円
金銭債務 801千円

損益計算書に関する注記

関係会社に対する取引高

売上高	319,888千円
事務委託費	35,700千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	48,448千円
出向者負担金	33,960千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
自 己 株 式				
普 通 株 式	442,384	599	—	442,983
合 計	442,384	599	—	442,983

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

(繰延税金資産)

商品評価損	4,478千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	174,705千円
賞与引当金損金不算入額	920千円
その他	<u>6,401千円</u>
繰延税金資産小計	186,505千円
評価性引当額	<u>△186,505千円</u>
繰延税金資産合計	一千円

(2) 固定の部

(繰延税金資産)

貸倒引当金損金算入限度超過額	221,630千円
退職給付引当金損金不算入額	14,053千円
投資有価証券評価損否認額	163,846千円
減価償却超過額	57,840千円
資産除去債務	157,300千円
繰越欠損金	297,820千円
その他	<u>623,274千円</u>
繰延税金資産小計	1,535,767千円
評価性引当額	<u>△1,535,767千円</u>
繰延税金資産合計	<u>一千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>532千円</u>
繰延税金負債合計	<u>532千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>532千円</u>

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の 名称又は 氏名	住 所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	重田 衛	—	—	当社取締 役兼代表 執行役	(被所有) 直接 0.1%	—	—	債務被 保証 (注1)	44,116	—	—
役員が 議決権 の過半 数を所 有して いる会 社	A. P. F. Group Co., Ltd.	British Virgin Islands	—	役員個人 の資産管 理会社、 投資業	(被所有) 直接 55.9% 間接 5.6%	1名	—	第三者 割当増 資 (注3)	2,294,514	—	—
								資金の 借入 (注2)	2,333,029	短期借 入金	13
								支払利 息 (注2)	11,860	未払費 用	11,198
								新株予 約権申 込金 (注4)	6,606	新株予 約権	6,606
役員が 議決権 の過半 数を所 有して いる会 社	明日香野ホ ールディン グス(株)	大阪府 八尾市	250,000	事業会社 の株式を 取得・保 有すること で当該会 社の事業 活動を支 配・管理 する事業	(被所有) 直接 5.6%	1名	—	経営指 導料の 支払 (注5)	11,111	—	—

上記の金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社の銀行借入金に対して当社取締役兼代表執行役 重田衛より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- (注2) 資金の借入については、借入期間及び財務状況を勘案し取引条件を決定しております。
- (注3) 当社は債権の現物出資を受け、第三者割当増資を行っております。当該第三者割当増資の発行総額は、当該第三者割当増資を決定した当社取締役会決議日前営業日の取引終値に基づいて決定しております。
- (注4) 新株予約権申込金については、第三者評価機関による算定に基づいて決定しております。
- (注5) 経営指導料については、経営の管理・指導等の対価としての妥当性を勘案し、協議のうえ契約により決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関係内容 役員事 業上の 兼任の 関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						持株会 社とし てのグ ループ 戦略立 案及び 統括管理	売上高 (注1)				
子会社	昭和 ゴム(株)	千葉県 柏市	280,000	ゴム製品 の製造販 売	直接 100.0%	3名	売上高 (注1)	41,760	未収 入金		542,002
							事務 委託費 (注2)	24,000	長期貸 付金		40,000
子会社	(株)ルー セント	千葉県 柏市	30,000	ス ポ ー ツ 用 品 の 販 売	直接 100.0%	2名	売上高 (注1)	100,440	未収 入金		27,266
							受取 利息 (注3)	19,259	長期貸 付金		962,968
子会社	(株)ウェッ ジホール ディング ス	東京都 中央区	3,891,922	コンテンツ の作成、投 資及びファ イナンス事業	直接 63.4%	3名	売上高 (注1)	33,600	未収 入金		3,024
							出向負 担金 (注6)	4,800	未収 入金		400
							資金の 貸付 (注3)	3,953,614	短期貸 付金		15,634
							資金の 回収 (注3)	54,351	—		—
							増資の 引受 (注5)	3,845,160	—		—
							受取 利息 (注3)	25,726	未収 入金		24,966

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役 員 の 兼 任 等	業 務 上 の 関 係				
関連会社	明日香食品(株)	大阪府 八尾市	30,000	和菓子・ 中華惣菜の 製造販売	直接 40.32% 間接 8.68%	3名	持株会 社とし てのグ ループ 戦略立 案及び 統括管理	売上高 (注1)	139,459	未収入金	5,965
								出向負 担金 (注6)	29,160	未収入金	2,430
								資金の 貸付及 び回収 (純額) (注4)	△110,000	短期貸 付金	100,000
								受取 利息 (注4)	3,462	流動資 産その 他	27,500
								業務委 託料 (注7)	11,700	未収入 金	1,655
										未払 費用	1,053

上記のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記子会社及び関連会社への売上は主に経営指導料及び賃貸料であり、これらは市場価格、業務内容及び業績等を参考に契約により取引条件を決定しております。
- (注2) 事務委託費は、市場実勢等を参考に決定しております。
- (注3) 資金の貸付については、貸付期間及び財務状況を勘案し取引条件を決定しております。
- (注4) 資金の貸付については、貸付期間及び財務状況を勘案し取引条件を決定しております。なお、当該貸付に関して明日香食品(株)からその保有する子会社株式を担保として受け入れております。
- (注5) デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資によるものであります。
- (注6) 出向負担金は、出向者の経歴及び知見を考慮し契約により取引条件を決定しております。
- (注7) 業務委託料は、委託内容を勘案し契約により取引条件を決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	97円39銭
1 株当たり当期純損失	0円57銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

(減損損失)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所
ゴム事業	建物 (資産除去債務対応資産)	柏工場 千葉県柏市
スポーツ事業	建物 (資産除去債務対応資産)	柏工場 千葉県柏市
共用資産	建物 (資産除去債務対応資産)	柏工場 千葉県柏市

当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味して事業用資産をグルーピングし、賃貸資産及び遊休資産については個々にグルーピングしております。

上記資産グループは、収益性が著しく低下しているため、「建物」（資産除去債務対応資産）の帳簿価額を回収可能価額まで減少させ、当該減少額350,318千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(千円未満切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	36,649,491	流動負債	9,142,938
現金及び預金	4,077,283	支払手形及び買掛金	377,388
受取手形及び売掛金	958,254	短期借入金	910,819
営業貸付金	29,917,402	1年内返済予定の長期借入金	5,040,497
商品及び製品	259,496	1年内償還予定の社債	1,620,831
仕掛品	157,960	未払金	193,683
原材料及び貯蔵品	148,280	未払法人税等	255,634
未収入金	1,202,356	未払消費税等	22,906
短期貸付金	279,760	未払費用	373,997
繰延税金資産	171,148	賞与引当金	131,190
その他	516,622	訴訟損失引当金	2,410
貸倒引当金	△1,039,075	その他	213,578
固定資産	5,093,101	固定負債	3,822,691
有形固定資産	558,641	社債	39,500
建物及び構築物	247,801	長期借入金	2,752,357
機械装置及び運搬具	59,130	繰延税金負債	33,700
工具器具備品	123,759	退職給付に係る負債	434,525
土地	119,144	資産除去債務	516,416
リース資産	7,559	その他	46,190
建設仮勘定	1,246	負債合計	12,965,629
無形固定資産	1,037,668	(純資産の部)	
のれん	724,580	株主資本	8,563,270
施設利用権等	313,087	資本金	5,257,546
投資その他の資産	3,496,792	資本剰余金	2,384,612
投資有価証券	2,515,930	利益剰余金	944,596
長期貸付金	492,887	自己株式	△23,484
長期未収入金	135,844	その他の包括利益累計額	168,672
破産更生債権等	50,011	その他有価証券評価差額金	1,214
差入保証金	333,114	為替換算調整勘定	167,457
繰延税金資産	13,452	新株予約権	100,155
その他	67,417	非支配株主持分	19,944,865
貸倒引当金	△111,866	純資産合計	28,776,963
資産合計	41,742,593	負債純資産合計	41,742,593

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(千円未満切捨て)

科 目	金 額
売上高	12,218,482 千円
売上原価	3,748,997
売上総利益	8,469,485
販売費及び一般管理費	6,207,800
営業利益	2,261,685
営業外収益	473,187
受取利息	276,099
受取配当金	1,603
賃貸料及び手数料	5,014
為替差益	91,315
持分法による投資利益	26,093
貸倒引当金戻入額	20,002
その他	53,059
営業外費用	194,688
支払利息	17,408
社債利息	97,746
社債発行費	20,223
株式交付費	29,969
売却引	4,096
訴訟費用	11,800
その他	13,442
経常利益	2,540,184
特別利益	68,090
固定資産売却益	249
新株予約権売却益	67,625
新株予約権戻入益	215
特別損失	495,704
訴訟損失引当金繰入額	2,410
和解金	27,500
減損損失	350,318
前期損益修正損	676
固定資産売却損	113,185
固定資産除却損他	1,613
税金等調整前当期純利益	2,112,570
法人税、住民税及び事業税	472,224
法人税等調整額	△483,318
法人税等合計	△11,093
当期純利益	2,123,664
非支配株主に帰属する当期純利益	1,759,123
親会社株主に帰属する当期純利益	364,540

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(千円未満切捨て)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年4月1日残高	4,110,288	1,073,974	△846,213	△23,417	4,314,632
誤謬の訂正による累積影響額			64,855		64,855
適及処理後平成27年4月1日残高	4,110,288	1,073,974	△781,357	△23,417	4,379,487
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	1,147,257	1,147,257			2,294,514
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		163,380			163,380
土地再評価差額金の取崩			1,361,413		1,361,413
親会社株主に帰属する当期純利益			364,540		364,540
自 己 株 式 の 取 得				△66	△66
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,147,257	1,310,638	1,725,954	△66	4,183,782
平成28年3月31日残高	5,257,546	2,384,612	944,596	△23,484	8,563,270

(千円未満切捨て)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年4月1日残高	3,128	1,361,413	839,747	2,204,290	115,589	9,539,207	16,173,718
誤謬の訂正による累積影響額			△64,855	△64,855			—
遡及処理後平成27年4月1日残高	3,128	1,361,413	774,892	2,139,434	115,589	9,539,207	16,173,718
連結会計年度中の変動額							
新 株 の 発 行							2,294,514
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							163,380
土地再評価差額金の取崩							1,361,413
親会社株主に帰属する当期純利益							364,540
自 己 株 式 の 取 得							△66
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,914	△1,361,413	△607,434	△1,970,762	△15,433	10,405,658	8,419,461
連結会計年度中の変動額合計	△1,914	△1,361,413	△607,434	△1,970,762	△15,433	10,405,658	12,603,244
平成28年3月31日残高	1,214	—	167,457	168,672	100,155	19,944,865	28,776,963

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	12社	昭和ゴム(株) (株)ルーセント Showa Rubber (Malaysia) Sdn. Bhd. (株)ウェッジホールディングス (株)Pepto One Nutrition Group Lease PCL. Group Lease Holdings PTE. LTD. GL Finance PLC. GL Leasing (Lao) Co.,Ltd. Engine Holdings Asia PTE. LTD. Engine Property Management Asia PTE. LTD. Thanaban Co.,Ltd.
---------	-----	--

上記のうち、GL Leasing (Lao) Co., Ltd. は当連結会計年度においてラオス中央銀行からファイナンスリース免許を取得し事業を開始することとなったため、連結の範囲に含めております。

非連結子会社の数	7社	Sanwa Sports Promotions PTE. LTD. SHOWA RUBBER (THAILAND) Co.,Ltd. Brain Navi (Thailand) Co.,Ltd. PT SHOWA RUBBER INDONESIA SHOWA RUBBER (VIETNAM) Co.,Ltd. 青島昭明商貿有限公司 (株)VegeCut
----------	----	---

なお、WAKUDOKI Co., Ltd. からBrain Navi (Thailand) Co., Ltd. に商号変更しております。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数

0社

持分法を適用した関連会社の数

7社

ノブカワ商事(株)
 (株)橋本ゴム
 Engine Property
 Management Asia
 Co.,Ltd.
 P. P. Coral Resort
 Co.,Ltd.
 明日香食品(株)
 (株)日本橋本町菓子処
 (株)明日香

持分法を適用していない非連結子会社
 及び関連会社の数

10社

Sanwa Sports
 Promotions PTE. LTD.
 SHOWA RUBBER (THAILAND)
 Co.,Ltd.
 Brain Navi (Thailand)
 Co.,Ltd.
 PT SHOWA RUBBER
 INDONESIA
 SHOWA RUBBER (VIETNAM)
 Co.,Ltd.
 青島昭明商貿有限公司
 (株)VegeCut
 Sanwa Asia Links
 Co.,Ltd.
 明日香貿易(株)
 ASUKA FOODS (THAILAND)
 Co.,Ltd.

(持分法を適用しない理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響額が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項)

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結計算書類作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(株)ウェッジホールディングスの決算日は9月30日であり、(株)Pepto One Nutritionの決算日は6月30日、Showa Rubber (Malaysia) Sdn. Bhd.、Group Lease PCL.、Group Lease Holdings PTE. LTD.、GL Finance PLC.、GL Leasing (Lao) Co., Ltd.、Engine Holdings Asia PTE. LTD.、Engine Property Management Asia PTE. LTD. 及びThanaban Co., Ltd. の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類作成に当たって、これらの会社のうち(株)ウェッジホールディングス、(株)Pepto One Nutrition、Group Lease PCL.、Group Lease Holdings PTE. LTD.、GL Finance PLC.、GL Leasing (Lao) Co., Ltd.、Engine Holdings Asia PTE. LTD.、Engine Property Management Asia PTE. LTD.、Thanaban Co., Ltd. については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しており、Showa Rubber (Malaysia) Sdn. Bhd. については12月31日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

製品・仕掛品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品・原材料・貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を、又、在外連結子会社は定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、主として残存価格を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

会社規程による従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

訴訟損失引当金

訴訟に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費

発生時に全額費用として処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、数理計算上の差異は発生した連結会計年度において損益処理しております。

一部海外連結子会社は、退職給付制度を採用しており、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異は発生した連結会計年度において損益処理しております。

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比較により有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

5. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ7,958千円増加し、税金等調整前当期純利益は1,097,748千円減少しております。また、当連結会計年度末ののれんが915,887千円減少し、資本剰余金が163,380千円増加し、為替換算調整勘定が18,274千円増加しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は163,380千円増加しております。

また、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

6. 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、前連結会計年度の連結計算書類に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行いました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映させております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の当期首残高は、利益剰余金が64,855千円増加し、為替換算調整勘定が64,855千円減少しております。

7. 追加情報

(事業用土地の譲渡及び資産除去債務の計上)

当社は、当連結会計年度において、事業用土地の譲渡を行い、当該事業用土地に関する事業用定期借地権設定契約を締結いたしました。この結果、当連結会計年度において固定資産売却損113,185千円を計上するとともに、当連結会計年度末の土地が2,050,894千円減少し、資産除去債務が350,318千円増加しております。

(事業の業態変更に伴う一部勘定科目の計上区分の変更)

当社の連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD. は、従来グループ傘下の企業の管理とグループ企業への貸付を中心に行っておりました。また、当社グループのファイナンス事業は、従来はオートバイ等のファイナンスに特化してまいりましたが、カンボジア王国において当社グループが独自に開発したITプラットフォームと全土に張り巡らせた販売ネットワークが構築されました。その結果、当社グループが製品販売者の販売網に参加してファイナンスするのではなく、新しい製品を投入しようとするメーカーや商社、ディーラーがGL DIGITAL FINANCE PLATFORMに参加して販売を行う形で事業が拡大しております。これにより、ファイナンス事業では新しい商材の市場開発サービスやコンサルティングの収入が増加し、同時にこれらの供給者へのファイナンスをGroup Lease Holdings PTE. LTD. が増大させております。このような状況の中、Group Lease Holdings PTE. LTD. は、従来のグループ企業への貸付から、供給者への資金提供を行い、より供給者と消費者の結びつきを加速させるように中小会社への資金貸付を業として行うことといたしました。

これに伴い、従来連結損益計算書の「営業外収益」の「受取利息」として計上していた貸付利息（当連結会計年度において725,723千円）を売上高へ計上しております。また従来連結貸借対照表の「流動資産」の「短期貸付金」及び「投資その他の資産」の「長期貸付金」に計上していた貸付元本（当連結会計年度末において8,579,551千円）を当連結会計年度の第3四半期連結会計期間より「流動資産」の「営業貸付金」に計上しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

以下につきましては、連結子会社のGroup Lease PCL. に関するものであります。

担保に供している資産

営業貸付金及び破産更生債権等	13,294,828千円
土地	68,454千円
建物及び構築物	26千円
計	13,363,309千円

上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	4,877,696千円
長期借入金	2,219,264千円
計	7,096,960千円

2. 保証債務

連結子会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。

(株)ルーセント 72,002千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 3,915,598千円

4. 受取手形裏書譲渡高 10,231千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計 年度期首 株数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度期末 株数
発行済株式				
普通株式	49,250,126	19,952,300	—	69,202,426
合計	49,250,126	19,952,300	—	69,202,426

(注) 変動事由の概要

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

第三者割当増資による新株の発行に伴う増加 19,952,300株

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 8,212,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に係る取り組み方針

当社グループは、資金運用については、安全性を重視し、市場リスクが低い短期的な金融商品に限定し、効果的かつ効率的な余資運用を行っております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 主な金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況、売掛金回収状況を管理し、リスクを管理しております。

投資有価証券は、発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格の変動リスク、出資先の業績の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金、運転資金に係る銀行借入金であります。また、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金並びに1年内償還予定の社債及び社債は、主に投資資金及び営業貸付けに係る資金調達を目的としております。このうち一部については、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。これらは流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、月次単位での資金計画を作成する等の方法により、当該リスクを管理しております。また、デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得て行い、管理については、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2をご参照ください）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	4,077,283	4,077,283	—
(2) 受取手形及び売掛金	958,254	958,254	—
(3) 営業貸付金	29,917,402	29,917,402	—
(4) 投資有価証券	16,008	16,008	—
(5) 長期貸付金	492,887	492,887	—
(6) 破産更生債権等 貸倒引当金（※）	50,011 △50,006		
	5	5	—
資産計	35,461,841	35,461,841	—
(1) 支払手形及び買掛金	377,388	377,388	—
(2) 短期借入金	910,819	910,819	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金及び 長期借入金	7,792,854	7,792,884	30
(4) 1年内償還予定の社債及び社債	1,660,331	1,690,532	30,200
負債計	10,741,394	10,771,624	30,230
デリバティブ取引	—	—	—

（※）破産更生債権等に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金、(5) 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付けを実行した場合に想定される実質金利により算定した割引現在価値とほぼ等しいと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 破産更生債権等

破産更生債権等は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、連結決算日における時価は連結貸借対照表価額から、現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

これらは、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算出しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 1年内償還予定の社債及び社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
投 資 有 価 証 券	2,499,922
合 計	2,499,922

投資有価証券のうち、上記については、非上場株式であるため、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現 金 及 び 預 金	4,077,283	—	—	—
受取手形及び売掛金	958,254	—	—	—
営 業 貸 付 金	17,414,930	12,502,472	—	—
長 期 貸 付 金	21,298	454,700	16,888	—
合 計	22,471,766	12,957,172	16,888	—

(注) 4. 社債及び長期借入金の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社 債	1,620,831	39,500	—	—
長 期 借 入 金	5,040,497	2,752,357	—	—
合 計	6,661,329	2,791,857	—	—

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府において賃貸等不動産を所有しております。当該賃貸等不動産は関連会社の工場建物に係る建物改修工事支出及び建物附属設備であります。

平成28年3月期における当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は8,328千円（賃料収入は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額(千円)			当連結会計年度末 の時価(千円)
当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度末残高	
88,270	△7,790	80,479	80,479

1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、当連結会計年度の増減△7,790千円は、減価償却費であります。
3. 当連結会計年度の時価は、当該賃貸等不動産が建物改修工事支出及び建物附属設備等の償却性資産であり、帳簿価額をもって時価としております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 126円99銭

1株当たり当期純利益 6円59銭

「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額はそれぞれ131円68銭、10円37銭減少しております。

重要な後発事象に関する注記

(連結子会社による転換社債及び新株予約権の発行)

当社の連結子会社であるGroup Lease PCL. は、平成28年5月17日開催の取締役会において、同社が発行する予定の転換社債についてJ TRUST ASIA PTE. LTD. との間で転換社債引受契約を締結すること、及び以下の新株予約権の発行について、平成28年6月24日開催予定の同社臨時株主総会に付議することを決議いたしました。なお、当該転換社債及び新株予約権の発行は同社臨時株主総会の承認決議を前提としているため、現時点においては本件の概要は確定したものではありません。

(1) 転換社債の概要

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| 1. 契約の相手先 | : J TRUST ASIA PTE. LTD. |
| 2. 発行価額 | : 130,000,000米ドル |
| 3. 利率 | : 5% |
| 4. 償還期間 | : 5年間 |
| | なお、本転換社債には、一定の繰上償還条項が付されております。 |
| 5. 転換価額 | : 1株当たり40タイバーツ |
| 6. 転換時の資本組入額 | : 1株当たり0.5タイバーツ |
| 7. 全額転換後の株式数 | : 115,050,000株 |
| 8. 全額転換後の持株比率 | : 12.99% |
| 9. 担保 | : なし |
| 10. 資金の使途 | : Digital Finance事業のASEAN全域への事業展開に使用。 |

(2) 新株予約権の概要

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 割当先 | : 全株主（同社普通株式9株に対し1個の割当） |
| 2. 発行する新株予約権の総数 | : 170,000,000個 |
| 3. 発行価額 | : 無償 |
| 4. 目的となる株式の種類及び数 | : 普通株式 170,000,000株 |
| 5. 行使価額 | : 1株当たり40タイバーツ |
| 6. 新株予約権行使時の資本組入額 | : 1株当たり0.5タイバーツ |
| 7. 行使期間 | : 当該新株予約権の発行日から2年間 |
| 8. 行使日 | : 行使期間のうち毎月最終営業日 |
| 9. 割当日 | : 同社臨時株主総会による当該新株予約権発行の承認後1年以内 |
| 10. 資金の使途 | : Digital Finance事業のASEAN全域への事業展開に使用。 |
| 11. その他 | : タイ証券取引所（Stock Exchange of Thailand）に上場予定 |

その他の注記

(減損損失)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所
ゴム事業	建物及び構築物 (資産除去債務対応資産)	柏工場 千葉県柏市
スポーツ事業	建物及び構築物 (資産除去債務対応資産)	柏工場 千葉県柏市
共用資産	建物及び構築物 (資産除去債務対応資産)	柏工場 千葉県柏市

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎とし、製造工程等の関連性を加味して事業用資産をグルーピングし、賃貸資産及び遊休資産については個々にグルーピングしております。

上記資産グループは、収益性が著しく低下しているため、「建物及び構築物」(資産除去債務対応資産)の帳簿価額を回収可能価額まで減少させ、当該減少額350,318千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

(企業結合等関係)

1. 取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合の修正内容及び金額

前連結会計年度において行われたThanaban Co., Ltd. の企業結合に関して、取得原価の配分についてはその時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度において取得原価の配分が確定しております。

当連結会計年度における取得原価の配分の見直しによるのれんの修正額は、次のとおりであります。

修正項目	のれんの修正額
のれん(修正前)	140,446千円
無形固定資産からの振替	103,842千円
繰延税金負債からの振替	△20,768千円
修正金額合計	83,074千円
のれん(修正後)	223,520千円

2. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん(金額)

223,520千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月26日

昭和ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指 定 社 員	公認会計士	星 山 和 彦 ㊞
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	塩 野 治 夫 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月26日

昭和ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指 定 社 員 公認会計士 星 山 和 彦 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 塩 野 治 夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を適用している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社の連結子会社であるGroup Lease PCL. は、平成28年5月17日開催の取締役会において、J TRUST ASIA PTE. LTD. との間で転換社債引受契約を締結すること及び新株予約権の発行について、平成28年6月24日開催予定の同社臨時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第115期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。ただし事業報告8頁に記載のとおり、取締役は、決算・財務報告プロセスの一部に開示すべき重要な不備があると評価しており、内部統制の一部に不備があったことが認められます。これらの状況を踏まえ、取締役は内部統制の改善に取り組んでいる旨の報告を受けております。なお、当期の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の適正性には影響が生じておりません。監査委員会は、上記改善策の進捗状況を引き続き監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月26日

昭和ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員	西村 克己	㊞
監査委員	増田 辰弘	㊞
監査委員	久間 章生	㊞

(注)監査委員西村克己、増田辰弘及び久間章生は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

[illegible]